

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

鳥取県告示第六百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成十一年十月二十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、東郷町土地改良区の定款の変更を平成十一年十月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百九十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十三条第一項の規定に基づき、次とおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営は場整備事業下北条地区区画整理)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	倉吉市下米積四三八	平成十一年十月二十六日

<p style="text-align: right;">一　縦覧に供する書類 　　土地改良事業計画書の写し</p> <p style="text-align: right;">二　縦覧に供する期間 　　平成十一年十一月四日から二十一日間</p> <p style="text-align: right;">三　縦覧に供する場所 　　北条町役場</p> <p style="text-align: right;">四　異議の申立て</p> <p>利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。</p> <p>国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第一項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成十一年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により告示する。</p> <p style="text-align: center;">平成十一年十一月二日</p>									
八 東 町	福 部 村	調 査 行 う 者 の 名 称	福 部 村	調 査 地 域	鳥 取 県 知 事 片 山 善 博	調 査 期 間	鳥 取 県 知 事 片 山 善 博	鳥 取 県 告 示 第 六 百 九 十九 号	鳥 取 県 告 示 第 六 百 九 十九 号
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	後 の 別 記	岩 美 郡 福 部 村 大 字 八 重 原 の	平 成 十 一 年 三 月 三 十 日 ま で	調 査 面 積 (平 方 キ ロ メ ート ル)	東 伯 郡 八 頭 郡 八 東 町 大 字 島 及 び 日 田 の 各 一 部	東 伯 郡 八 頭 郡 八 東 町 大 字 島 及 び 日 田 の 各 一 部
〃	八 頭 郡 八 東 町 大 字 島 及 び 日 田 の 各 一 部	〃	〃	一部	岩 美 郡 福 部 村 大 字 八 重 原 の	平 成 十 一 年 三 月 三 十 日 ま で	調 査 面 積 (平 方 キ ロ メ ート ル)	調 査 面 積 (平 方 キ ロ メ ート ル)	調 査 面 積 (平 方 キ ロ メ ート ル)

淀 江 町	岸 本 町	赤 崎 町	北 条 町	三 朝 町	東 郷 町	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	東 伯 郡 東 郷 町 大 字 門 田 、 大 字 佐 美 、 大 字 埴 見 、 大 字 長 和 田 、 大 字 野 花 及 び 大 字 羽 衣 石 の 各 一 部		
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	東 伯 郡 東 郷 町 大 字 門 田 、 大 字 佐 美 、 大 字 埴 見 、 大 字 長 和 田 、 大 字 野 花 及 び 大 字 羽 衣 石 の 各 一 部		
西 伯 郡 淀 江 町 大 字 中 間 、 大 字 西 原 及 び 大	西 伯 郡 岸 本 町 大 字 今 津 、 大 字 福 頼 、 大 字 平 岡 、 大 字 西 尾 原 、 大 字 小 波 字 淀 江 、 大 字 福 頼 、 大 字 平 岡 、 大 字 西 尾 原 、 大 字 小 波 番 原 及 び 久 古 の 各 一 部	西 伯 郡 岸 本 町 大 字 大 原 、 真 野 及 び 番 原 の 各 一 部	東 伯 郡 赤 崎 町 大 字 梅 田 、 大 字 範 津 、 大 字 湯 坂 、 大 字 尾 張 及 び 大 字 光 の 各 一 部	東 伯 郡 赤 崎 町 大 字 梅 田 、 大 字 範 津 、 大 字 湯 坂 及 び 大 字 尾 張 の 各 一 部	東 伯 郡 北 条 町 大 字 米 里 、 曲 、 下 神 、 北 尾 及 び 島 の 各 一 部	東 伯 郡 北 条 町 大 字 梅 田 、 大 字 範 津 、 大 字 湯 坂 及 び 大 字 尾 張 の 各 一 部	東 伯 郡 北 条 町 大 字 梅 田 、 大 字 範 津 、 大 字 湯 坂 及 び 大 字 尾 張 の 各 一 部	東 伯 郡 三 朝 町 大 字 三 朝 、 大 字 砂 原 、 大 字 福 山 、 大 字 今 泉 、 大 字 湯 谷 、 大 字 牧 及 び 大 字 赤 松 の 各 一 部	東 伯 郡 三 朝 町 大 字 三 朝 、 大 字 砂 原 、 大 字 福 山 、 大 字 今 泉 、 大 字 湯 谷 、 大 字 牧 及 び 大 字 赤 松 の 各 一 部	東 伯 郡 三 朝 町 大 字 三 朝 、 大 字 砂 原 、 大 字 福 山 、 大 字 今 泉 、 大 字 湯 谷 、 大 字 牧 及 び 大 字 赤 松 の 各 一 部	東 伯 郡 東 郷 町 大 字 門 田 、 大 字 佐 美 、 大 字 埴 見 、 大 字 長 和 田 、 大 字 野 花 及 び 大 字 羽 衣 石 の 各 一 部	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	四 ・ 五 四	四 ・ 五 五	四 ・ 一 五	四 ・ 一 五	三 ・ 三 一	六 ・ 二 二	一 ・ 四 三
二 ・ 五 四	四 ・ 四 五	三 ・ 六 三	三 ・ 六 一	二 ・ 五 五	二 ・ 五 五							

字福井の各一部		
西伯郡淀江町大字今津、大字淀江、大字福頼、大字平岡、大字西尾原、大字小波	変更後	
大字中間、大字西原、大字福井及び大字中西尾の各一部	変更前	
日野郡日南町矢戸の一部	日南町	
〃	変更後	二・四七
〃	変更前	二・四五
○・四一		

鳥取県告示第七百号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字横田字丸尾一五六の一、字西谷一四三の一、二四四、二四六の二、

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件**1 立木の伐採の方法**

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、佐治村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(次のとおりとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

3 立木の伐採の限度

(次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字加茂字岡三九五、三九六の一、字谷三九二、字白糸一七の一、字野ノ谷四八九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件**1 立木の伐採の方法**

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、佐治村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、佐治村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(次のとおりとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字村屋敷九三の四

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字村屋敷八四、一〇九の一、一〇九の二

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百零号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 二・二・九六号桂見第一号公園及び二・二・九七号大覚寺山王公園

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二三二〇

鳥取県告示第七百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百零号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十一年十一月二日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画下水道 岩美町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二三二〇

鳥取県告示第七百三号

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月一千二百円（送料を含む。）】